

一人ひとりの児童の豊かな成長に寄り添う 校内支援体制の構築について

—横浜市立小学校へ児童支援専任教諭の全校配置から10年を経過して…その成果と課題—

齋藤 宗明

はじめに

横浜市立小学校に児童支援専任教諭が配置されてから令和4年4月に10年の節目を迎えることになりました。

小学校に生徒指導（小学校でも文科省では“児童指導”ではなく生徒指導と定義）を担当する教員⁽¹⁾の配置を求める背景には、1990年代後半に新聞やTV（NHKスペシャル1998年）などで大きな教育・社会問題として取り上げられた「学級崩壊」があります。

文科省は、子どもたちが教室内で勝手な行動を繰り返し、教師の指導に従わず、授業が成立しない状態が一定期間継続して、通常的手法では問題解決ができない状態を「学級崩壊」としています。そこで、学級運営の在り方や生徒指導の実態を明らかにし、その望ましい在り方について具体的な提言を行うために、小学校における学級崩壊の状況について大規模な聞き取り調査を実施しました。⁽²⁾

この間、平成16年6月に長崎県佐世保市の小学生による同級生殺害事件が発生し、小学校の学級運営と生徒指導について、教育活動や教育内容の見直しを行う一方、小学校における生徒指導体制の確立を図ることの重要性が提言されています。⁽²⁾

また、平成18年10月に北海道滝川市小6いじめ自殺事件がマスコミ等で大きな社会問題として取り上げられたことも小学校の生徒指導体制整備を求める端緒になったものと考えられます。文部科学省や各地の教育委員会には自殺予告の手紙が次々と届けられたことなど、いじめと自殺の連鎖が社会全体の問題として懸念される状況が起きました。

平成19年2月の横浜市会では、このいじめ自殺事件に関連して「小学校におけるいじめ・暴力行為をどのように分析し、どのような方針で取り組んでいくのか」と教育長の見解を求める質問が出されました。これに対して教育長は「(小学校では)学校担任のいわゆる「抱え込み」から、情報の共有ができずに、教員間の組織的な対応が十分に機能しないこと」などの児童指導体制の課題について答弁しています。⁽³⁾

その結果、平成19年度の新規事業として「児童指導体制強化研究モデル事業」（以下、モデル事業という）が承認され、生徒指導を担当する教員「児童支援コーディネーター」（現行の児童支援専任教諭）が各区一校18校に配置されました。⁽⁴⁾

「児童支援コーディネーター」が各区の研究モデル校に配置されたことは、これまでの小学校の生徒指導体制（以下、横浜市に準じて、児童支援体制という）を革新するうえで重要なインパクトとなり、平成22年度から専任教諭を段階的に全市立小学校に配置する

契機になりました。

本論では、筆者が本事業の担当または所管課長として関わった経験をもとに、児童支援専任教諭全校配置の経過を踏まえ、配置のねらいや意義を改めて確認すること、小学校における問題行動の状況と課題を整理し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと児童支援専任教諭との連携やチーム支援体制の構築が一人ひとりの児童・保護者に寄り添う児童支援に必要な不可欠な要素であることを明らかにすること、さらに、横浜市立小学校長会児童指導部会が実施した専任制度に関する校長の意識調査をもとに、専任制度のさらなる充実のための課題を明らかにし、一人ひとりの児童の豊かな成長に寄り添う児童支援体制の構築に向けた具体的な提言を提示していきたい。

1章 児童支援専任教諭の全校配置の経過と背景

(1) 児童支援専任教諭の配置を求める背景

平成19年度の横浜市会では、前述のいじめ自殺事件の報道が過熱する中で、いじめ問題の対応に関連して小学校における児童支援体制の課題について教育委員会へ様々な指摘がありました。

ある会派は児童指導体制に関連して、「18年12月25日にいじめ問題や不登校問題の解決を目指し小学校に子供や親が相談できる専門教員の配置を求めて12万6,000余名にも上る多くの方々の署名をまとめ、市長あてに提出いたしました。」と小学校の児童指導体制の強化を求める意見・要望を市会の中で表明しました。(3)

特に、子どもへの指導や問題行動への対応のリーダーとなる教員を育て、全教職員の組織力を高めて柔軟で効果的な指導システムづくりが喫緊の課題であること、また、学校組織の中核として機能する児童指導コーディネーター（現行の児童支援専任教諭）の育成がまさにモデル事業のねらいでもあり、児童支援体制の重要な課題でした。

これにより、小学校教員の意識を変えることで組織的対応力の向上や家庭や地域、児童相談所等の関係機関との連携強化、子どもの成長上のつまずきに対する支援や問題行動の早期発見や予防などを実現し、いじめ・不登校等の問題の解決を目指す組織的な対応がスムーズになります。これまでは、地域との連携や関係機関連携の渉外を担当する「顔」（窓口となる担当者）が分からず、「小学校はどこに話を持っていけばよいのか？」という困惑の声が学校・家庭・地域連携事業総会などの公的な場面で地域や関係機関の担当者から公然と出されることもありましたが、これで「顔」の見える関係が明らかになります。

なお、横浜市の中学校では、昭和38年に臨海部の6区に専任カウンセラーを配置して、市内を6ブロックに分け、「各校を訪問して学校及び補導員と協力して適切な指導処置を講ずる」(4)とあるように専任カウンセラーが生徒指導をめぐる様々な連携の窓口として機能していました。内容的には学校から指導の委託を受けた専任カウンセラーが中心となり、カウンセリング、情報交換、交友関係の把握・調整を図り、問題行動の早期発見・対応を図るというねらいがありました。そして、昭和48年には生徒指導専任教諭が各中学校に配置され、その業務や指導体制上の位置づけ、授業時数の制限、研修日の設定などが専任教諭配置要項で定められていました(5)。学校組織をまとめ、生徒の指導や問題行動への対応のリーダーとなり、全教職員の組織力を高めて柔軟で効果的な指導システムづくりを

推進し、まさに生徒指導コーディネーターとして機能していました。

19年当時の状況を振り返れば、中学校は専任教諭が中心となり組織的な対応やチーム支援体制がうまく機能していましたが、小学校は学級担任制であるためそれぞれの教員がいわゆる“学級王国”の個業主義というイメージが強く、組織的な対応に児童指導体制上の大きな課題がありました。このことに関して平成19年2月市会で教育長は次のように答弁しています。

「小学校においては担任が1日中、学級の子どもたちにかかわることができるなど、一人ひとりの子どもたちにきめ細かな一貫した指導ができます。一方、学級担任のいわゆる抱え込みから、情報の共有ができずに教員間の組織的な対応が十分に機能しないことや、子どもを多くの目で見ることができず、いじめや不登校の早期発見など、子どもの抱える課題を見過ごす傾向もございます。」(3)

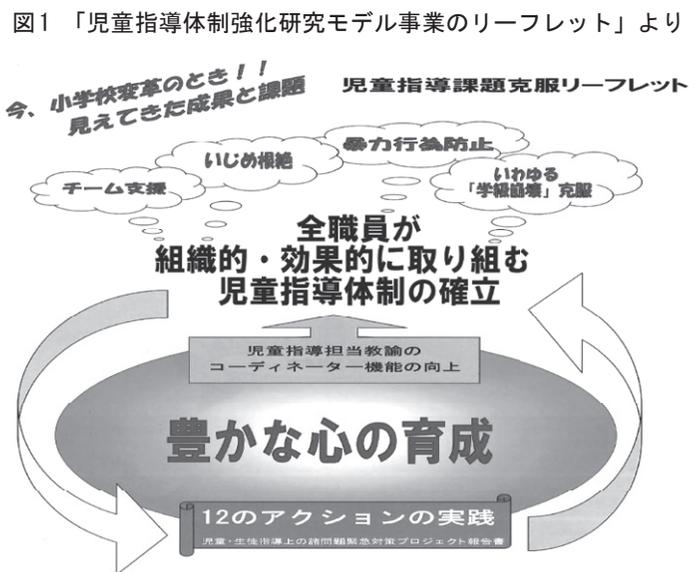
当時、児童生徒指導の所管課で本モデル事業を担当していた筆者から見れば、これまでに様々な荒れを経験した中学校に比べ、組織的な指導体制が不十分であった小学校にリーダーシップを発揮できる専門教員を配置して、校内の指導組織の強化やそれによるチーム支援体制の構築を目指すことについては、学校現場からの期待と市会やマスコミからの大きな後押しがありました。本事業の推進は、安心安全な学校づくりの基盤となって、子どもたちの学びを豊かにするために重要であり、小中学校の管理職や児童生徒指導担当者、多くの教育関係者からの大きな期待に応えることだと受け止めていました。

(2) 校内支援体制の構築の必要性

平成19年度新規事業としてスタートしたモデル事業のねらいは、子どもへの指導や問題行動への対応のリーダーとなる教員を育て、全教職員の組織力を高めて柔軟で効果的な指導システムづくりを進めていくことです。これにより、①小学校教員の意識を変えることによる組織的対応力の向上、②家庭や地域、児童相談所等の関係機関との連携強化、③子どもの成長上のつまづきに対する支援や問題行動の早期発見や予防などを実現、④いじめ・不登校等の問題の解決を目指すことにありました。

モデル事業の概要(4)については、各区に1校、全体で合計18校の小学校を研究モデル校として委嘱。研究モデル校では、指導組織のコーディネーター役を担う児童指導担当教諭(以下、「児童指導コーディネーター」という)を配置し、いじめ、不登校問題等の解決を目指す柔軟で効果的な指導システムづくりの実践研究を推進します。

また、その研究成果を全市



的な取組の改善に役立てるため、小学校長会や児童指導担当者で構成される研究会等の研修の場でその実践事例等について情報提供を行い、小学校の校内支援体制の構築の必要性について小学校教員の意識の変容を図るようにしました。

モデル校の児童指導コーディネーターに期待される役割と効果については、教員のチーム力を高めるためのリーダーとして、児童や保護者との相談活動、指導に悩む学級担任への支援活動、養護教諭や管理職との連絡調整活動など組織強化に係る活動、中学校や幼稚園、保育園との連携、児童相談所など関係機関連携や自治会・連合町内会など地域連携の窓口など、さまざまな役割を担うことが期待されていました。こうした実践的な研究を通して、いじめ、不登校等の問題への学校の組織的対応力が向上し、全市的な小学校での指導力向上につながるものと期待されていました。

また、児童指導コーディネーターの役割を広く周知するため、図1のように児童指導体制強化研究モデル事業のリーフレットを作成し、各学校や関係機関に配布し、専任制度の周知に努めました。(4)

(3) きめ細かな支援体制の確立

モデル事業の成果は、不登校児童の顕著な減少傾向がみられたことや学級崩壊の予防的な効果、組織的な児童支援体制の構築、関係機関とのスムーズな連携促進など、各区のモデル校の実践研究の成果として全市で共有されることになりました。平成20年3月に児童生徒指導の実践事例をまとめた「子どもの豊かな成長を育む実践事例集」では、この児童指導コーディネーターの実践事例が「児童指導専任教諭のコーディネーター機能を活かし児童指導体制の確立」というテーマで紹介されています。

そこでは、「子どもの課題に適切にアプローチする体制づくりとして、モデル校の児童指導コーディネーターが学級の壁から自由になった立場で豊かな経験と専門性を活かし、組織的な児童指導体制を推進する事例」が報告されています。

「小学校の子どもは、自分が困っていることを意識化できない、または言語化できない状態にあります。この時、教員には子どもの困り感に寄り添い、原因を探り環境調整を図ることによって子どもの状況をよい方向へと変えていくことが求められます。ところが、子どもたちの抱える課題は、発達障害や家庭の養育環境、学級集団への適応状況など多岐にわたり、それらに適切に対応するためには豊かな経験や高度な専門性が求められます。児童指導コーディネーターはこの課題に対応して、研修によって培った専門性を活かし、学校や(司法・福祉・医療などの)外部機関の持つ人的資源をコーディネートすることにより、子どもの課題への組織的アプローチを可能にした」(6)と報告されています。

そして、具体的な実践としては、①いわゆる「学級崩壊」・「小1プログラム」克服に向けた校内組織の機能強化、②不登校や発達障害を抱える子どもへのチーム支援体制の強化、③関係諸機関や地域、幼・保・小・中連携等の諸課題克服に向けたネットワークづくり、④いじめ解消のキーパーソンとしての児童指導コーディネーターなどの事例が紹介されています。(6)

これらの実践例から、モデル校に配置された児童指導コーディネーターが、組織的な児童指導体制構築の中核として機能したこと、これまでの多くの小学校で見られた「学級王国」意識、「うちの子」「うちの組」・「よその子」「よその組」意識から問題の抱え込み

を生み出してきた弊害を大きく改善するきっかけとなったことは明らかです。

平成21年9月、横浜市長をプロジェクトリーダーとする「少人数学級推進プロジェクト」において、平成19年度から実施してきた小学校への児童支援体制強化モデル事業の成果が報告されました。そ

こで、不登校対策等で「児童指導コーディネーター」が有効な役割を果たしていること等が評価され、全小学校への生徒指導に関わる専任教諭（平成22年度新規事業では「児童支援専任教諭」という）の配置が検討され、平成26年度までの5年間で全校配置を推進することになりました。そのねらい⁽⁷⁾は新たな学校運営体制の在り方として「児童・保護者のニーズ実現のために必要な機能」として「きめ細かな教育の推進」が提示されています。この機能の担い手として児童支援専任教諭は、図2のように、不登校・発達障害・人間関係上のトラブル・家庭の機能不全、教育相談、日本語指導が必要な子どもへの対応等、様々な課題を抱える児童・保護者の困り感を的確にとらえ、課題解決のため、組織的対応の中心となります。

神奈川新聞は、市立小学校のすべての学校に専任教諭の配置を紹介した記事のなかで、「(モデル校の) 専任教諭が登校をしぶる子どもの迎えを行ったところ不登校の児童が減るなど成果があった」として「昨年12月には文部科学省からの視察も受けている」と紹介しています。⁽⁸⁾

なお、文科省の第1回国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議（平成28年9月13日）では「教員の指導体制の充実について」（文科省初等中等局財務課）の資料（いじめ・不登校等の未然防止・早期対応関係）の中で横浜市の「児童支援専任教諭」の導入の経緯とその役割について次のように説明しています。

「いじめや不登校、発達障害などの諸課題への組織的対応の中心となり、担任等への支援、関係機関や地域との連携の窓口、教育相談にかかる取組などを行う『児童支援専任教諭』を平成22年度から段階的に配置し、平成26年度には小学校全校へ配置。」図2⁽⁹⁾

また、文科省は、生徒指導に関する教員研修の在り方研究会（平成26年6月）の中で、「生徒指導とは、一人一人の児童生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めるように指導、援助するものであり、学校がその教育目標を達成するための重要な機能の一つである。」としています。しかし、「これまで、とすれば学校における生徒指導が問題行動等への対応にとどまる場合があり、また、教育相談との乖離という問題も指摘されてきた。」と、対処療法的な対応に重きがおかれ、予防的・開発的な生徒指導に注力できない状況があったことを指摘しています。これまで「中学校(や高等学校)には、生徒指導主事を置くものとする」⁽¹⁰⁾とされていますが、小学校では「(略) 必要に応じ、校務を分担する主任等を置くことができる」⁽¹¹⁾とされ、小学校の生徒指導主事については「できる」規定であり、その配置については各自治体の独自負担によるという側

図2 児童支援専任教諭の役割

(児童支援体制強化事業リーフレットより文科省作成資料)⁽⁹⁾



面がありました。同研究会では、「小学校における生徒指導の重要性を認識させるべく、行政的支援や人事配置の工夫により各小学校に生徒指導の主任を置くなどの配慮が求められる。」⁽¹²⁾と、小学校へ生徒指導主任の配置を求める学校現場の要望を取り上げたことは、児童指導をめぐる問題が大きく変質している状況を反映していると考えられます。

2章 小学校における問題行動の状況と課題

(1) 暴力行為

子どもたちの問題行動の状況を把握するためには、子どもを取り巻く環境が複雑化・多様化し、困難な課題に直面している現実に向き合うことが大切です。子どもの状況はいじめや不登校、貧困など養育環境に起因する課題、特別な支援が必要な子ども、日本語指導が必要な子どもなど様々なサポートを必要としています。こうした背景の中で子どもたちの暴力行為は増加傾向を示していると理解することが大切です。

神奈川新聞は「専任教諭を配置する背景の一つには、特に小学校で増加の一途をたどる暴力行為の発生に歯止めをかける狙いがある。」として、専任教諭の配置の必要性を次のように説明しています。「県内の暴力行為の発生件数は4年連続で全国最多。横浜市立小学校では08年度、児童による暴力行為が559件（前年度比40.5%増）に上った。市教委によると「突然暴力に訴えるなど、コミュニケーション能力の不足といった社会的スキルの欠如」が特徴の一つという。学級を受け持つ担任教諭だけでは対応しきれない、きめ細かい児童指導を専任教諭が行い、問題の解決につなげていく。」⁽⁸⁾ 必要が指摘されています。

前述の「子どもの豊かな成長を育む実践事例集」⁽⁶⁾には暴力行為を繰り返すA君に対し、チーム支援体制を構築し、家庭との連携を密にし、信頼関係を醸成したことで状況が大きく改善した事例が紹介されています。家庭で父親から否定的・暴力的に扱われ、母親は発達障害のあるA君の育てにくさを一人で抱え、精神的に追い詰められていました。友達とのコミュニケーションが苦手で、家庭内で大きな葛藤を抱えるA君の困難な課題が、専任教諭を中心とするアセスメントで明らかになりました。そして、個別の教育支援計画に基づいて、学習室や保健室の過ごし方、クールダウンするときのお気に入りの場所などの情報が教職員に共有され、担任教諭だけでなく、養護教諭や学年職員、児童支援専任、スクールカウンセラーなど学校全体でA君や家庭をサポートする体制が整備されました。

表1 平成21年度文科省児童・生徒指導上の諸問題にかかる状況調査から
暴力行為の状況（横浜市立学校）

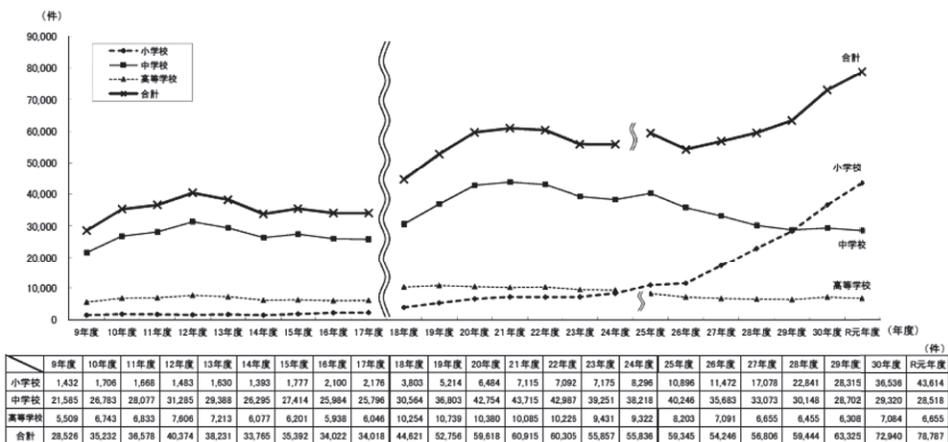
	H18	H19	H20	H21	増減件数 H18-21	増減率
小学校	376	398	559	693	317	184.3%
中学校	2,166	2,464	2,826	2755	589	127.2%
高校	10	3	12	13	3	13.0%
計	2,552	2,865	3,397	3,461	909	135.6%

表1に示したように、平成18年から21年にかけて、小学校の暴力行為の増加は顕著で、平成20~21年の1年間の推移をみると、中学校は-2.5%減ですが、小学校は24%増となっています。暴力行為の傾向としては、所管課は「①感情にまかせて執拗に暴力をふるうなど、自分自身に抑制が掛けられず暴力行為に至る例 ②些細なことから、自尊心が傷つけ

られたと感じ、攻撃的になり暴力行為に発展する例 ③特定の児童生徒が暴力を繰り返す学校で、暴力行為が多発する傾向など、特定の子どもが些細なことか自尊感情を傷つけられ、執拗に暴力行為を繰り返す傾向が顕著に見られる状況にある。」(13) としています。こうした分析をもとに児童指導体制の在り方を考えると、学級担任が兼務として児童指導コーディネーターの役割を果たすことはほぼ不可能に近いことが分かります。

図3 「生徒指導上の諸問題の現状と文部科学省の施策について」(令和3年6月)より

〈参考1〉 学校の管理下・管理下以外における暴力行為発生件数の推移



この傾向は全国的にも見られます。図3の問題行動調査の暴力行為発生状況の推移をみると、小学校の暴力行為の増加は顕著で、特に、平成26年以降、中学校、高等学校は減少傾向が続きますが、小学校だけが26年度以降令和元年度まで急激な増加傾向が続きます。26年度を起点の100とすると、元年度までの5年間で小学校は380.1、中学校は60.3、高等学校は90.8となります。29年度に小中の暴力行為発生件数が逆転していることから小学校の暴力行為の増加傾向には指導体制に在り方にかかわる問題であるものと考えられます。

(2) いじめ問題

平成18年に北海道滝川市小6いじめ自殺事件がマスコミに取り上げられ、大きな社会問題として横浜市会でもいじめ対策に関連した議論が活発に行われたことは前章でも述べました。児童支援体制の整備を早急に進める必要性を共有し、それぞれの立場で熱心な議論が行われました。それだけ、いじめ問題の対応は複雑で、いじめ解消に向けたチーム支援体制の構築は必要不可欠という声は教育現場から多数寄せられていました。

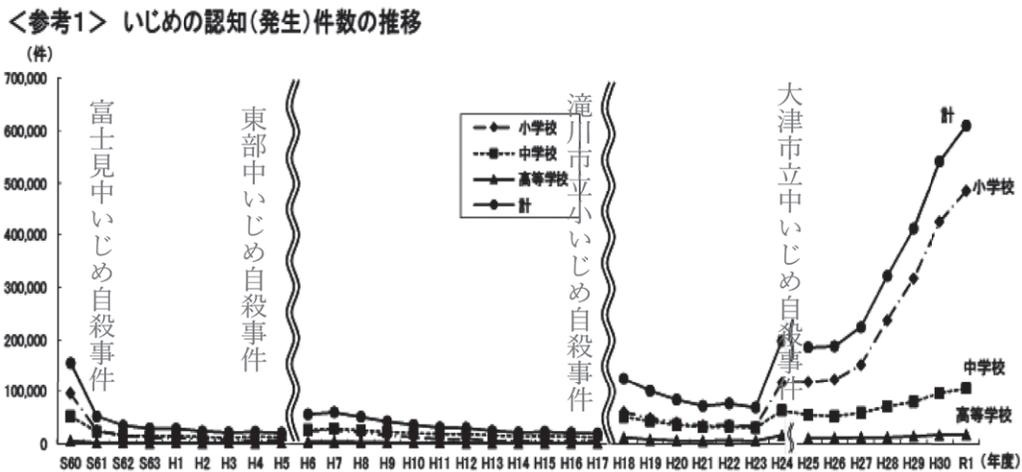
表2 平成21年度文科省児童・生徒指導上の諸問題にかかる状況調査から
いじめの認知件数(横浜市立学校)

	H18	H19	H20	H21	増減件数	増減率
小学校	627	442	399	511	112	28.1%
中学校	716	555	549	656	107	19.5%
高校	14	5	3	2	-1	-33.3%
計	1,357	1,002	951	1,169	218	22.9%

横浜市のいじめのピークは、平成6年度に2,032件（発生件数）を記録し、その後次第に減少に転じました。平成18年度はいじめ定義の変更後に大幅に増加しましたが、平成20年度まで2年続けて減少。21年度調査では、「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」（構成比45.0%）と「軽くぶつかる、遊ぶふりをして叩く、蹴る」（同15.7%）の件数及び構成比率が高まっていて、比較的軽微な悪口や嫌がらせも「いじめ」としての認知が進んでいること。一方、学校が認知したいじめの年度内解消率は89.4%と高く、教師や保護者の適切な介入や対応により、多くのいじめは解消を図れることから、本人または保護者からの訴えが増えていることも増加の背景として考えられます。(13)

しかし、いじめには顕在化しない事例も多く、長期間にわたり陰湿ないじめを繰り返していた事例も多いことから、いじめの相談や訴えを受けた時、学級担任や学校がどのような体制でいじめ解消に向けたチーム支援体制を構築し、家庭との信頼関係の醸成はもちろんのこと、必要に応じて関係諸機関の効果的な連携をどのように図っていくのが大切なことではないかと思えます。児童支援体制のコーディネーターの役割を担う児童支援専任教諭の育成が大きな課題となっています。

図4 「生徒指導上の諸問題の現状と文部科学省の施策について」（令和3年6月）より
 <図中の事件名は筆者の加筆>



文科省の生徒指導上の諸問題に関する調査で「いじめの認知（発生）件数の推移」をみると、社会的に大きな問題となった事件をきっかけにした「いじめの定義」の変更に伴い、いじめを幅広く把握できるようになり、認知（発生）件数は伸びています。

しかし、平成26年度以降の状況を見ると、小学校だけ増加率が突出していることが分かります。小学校の児童指導体制の整備が喫緊の課題であることが改めて確認できます。

(3) 不登校の子どもへの支援

不登校は、平成4年の不登校に関する調査研究協力者会議で「児童生徒本人に起因する特有の事情によって起こるものとして全てを捉えるのではなく、取り巻く環境によっては、どの児童生徒にも起こり得ることととらえる必要がある。」(14) と不登校児童生徒を幅広く把握するため、「誰にでも起こり得ること」という文科省の見解が示されました。

また、不登校児童生徒の発生状況を見ると、「中1で不登校の生徒の52%は小学校の4～6年生で不登校相当の経験を持つなど、不登校は学校段階を超えて続く傾向がある」という研究報告(15)もあります。

図5の不登校児童生徒数の推移をみると、不登校児童生徒の割合は小学校0.83%、中学校3.94%と小中で大きなひ

らきがありますが、前述の研究報告を踏まえれば、中学校の不登校生徒に内在する要因は小学校の時から徐々に進行しているともとの理解する必要があります。

文科省では現状について「小・中学校の不登校児童生徒数は平成25年度に6年振りに増加し、不登校児童生徒数が高水準で推移するなど、憂慮すべき状況である。」(16)としています。この憂慮すべき状況の裏返しとして、不登校児童生徒の支援に対応する教員の体制がひっ迫していることも付記しておきたいと思います。

国立教員養成大学・学部・大学院、附属学校の改革に関する有識者会議の中で、教員の業務量という視点から不登校の児童生徒が一人発生することで、学校現場ではどのような対応が求められることをつぎのように示しています。(17)

児童生徒への直接的な指導に加え、家庭や関係機関との連携や支援計画の策定等の業務が発生(例)

- ・連絡のない欠席の場合、当日電話連絡
- ・欠席が続く場合、学年主任や管理職等と連絡しつつ、速やかに家庭訪問（状況次第では当日、遅くとも数日以内）
- ・保護者と密に連絡を取りつつ不登校の背景に応じて（いじめ対策委員会、ケース会議等）
- ・不登校が長期化する場合、週1～月1程度の頻度で家庭訪問を実施しつつ、個々の児童生徒にあった「児童生徒理解・教育支援シート」などの支援計画を策定し、ケース会議等を通じて関係機関と連携しながら継続的に支援

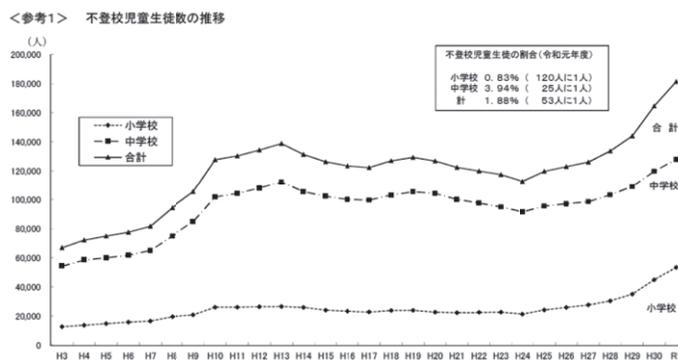
学校現場で通常の業務に加え、これらの業務を適切かつ効果的に行うことは難しく、管理職や専任教諭のリーダーシップが発揮されない職場環境では、チーム支援体制が構築できず、同僚への過度な負担を気にかけて、担任が一人で抱え込み、子どもの状況がさらに悪化する事態も懸念されます。このことから児童支援専任教諭の配置は不可欠であり、専任教諭のさらなる研修の充実による資質や対応力の向上も求められています。

3章 児童支援体制の充実に向けた課題

(1) きめ細かな教育の推進のための児童支援専任教諭 専任配置要綱(7)より

児童支援体制強化事業の趣旨は、市立小学校に児童指導担当と特別支援教育コーディネ

図5 「生徒指導上の諸問題の現状と文部科学省の施策について」
(令和3年6月)より



ネーターを兼務する「児童支援専任教諭」を配置し、全教職員があらゆる教育活動を通して組織的、効果的に児童支援に取り組み、「きめ細かな教育」を推進することにあります。

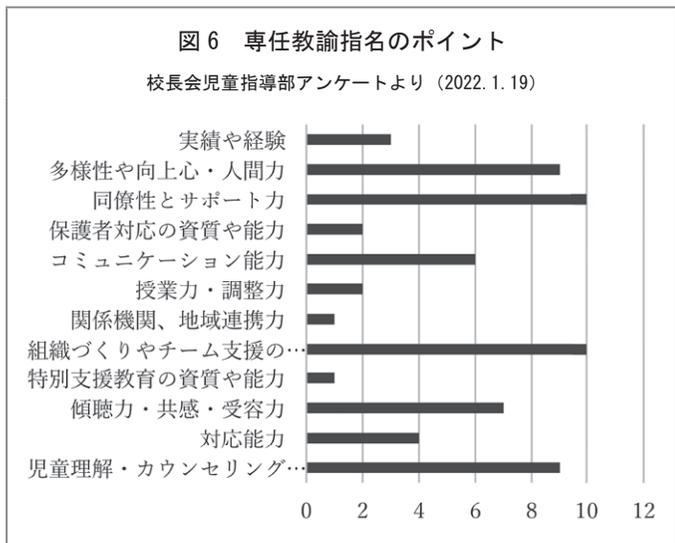
本事業では、新たな学校運営体制の在り方として「児童・保護者のニーズ実現、課題解決のために必要な機能」として「きめ細かな教育の推進」が提示されています。この機能の担い手が児童支援専任教諭であり、不登校・発達障害・人間関係上のトラブル、いじめの解消や未然防止、家庭の機能不全や日本語指導の必要等様々な課題を抱える児童・保護者の困り感を的確に捉え、課題解決のための組織的対応の中心となります。

平成22年度スタートの初年度には、市内346校のうち70校に児童支援専任教諭を配置しました。専任教諭の指名(校長による校内人事)については、配置要項に定められたように、特別支援教育コーディネーターのスキルも大切な要素です。企画会(運営委員会)のメンバーとして学校組織に明確に位置づけられていることから、校内でリーダーシップを発揮できる能力と職員からの信頼が厚い人材であることも求められます。校内の教育相談活動を担当し、SCやSSWとの連携の窓口の役割を担いますのでカウンセリングマインドも求められます。また、対外的には地域連携や小中連携の担当で、児童相談所や学校警察連絡協議会の窓口も務めます。

配置要項第5条(1)で「課題を抱える児童への指導・支援について、校内でのチーム支援の中心的役割を担い、担任等への支援、養護教諭や学年間及び管理職との連絡調整等を行なう。」と規定しています。これまで組織的な対応に課題があった小学校の児童指導体制の在り方を大きく変える制度設計が根底にはあります。それだけに、学校長がそのキーパーソンである専任教諭を指名するとき大きな葛藤がありました。これまで学校のエースとして課題のあるクラスの学級担任を任せていた人材や将来的に教務主任や研究主任として期待していた人材を専任教諭に充てるなど、事業実施当初は担当指導主事が学校長から個別に相談を受けることがあったと所管課長であった筆者にも報告がありました。

図6は令和4年1月に小学校校長会児童指導部会が専任教諭を指名するときにポイントとして考えていることを自由記述で記載したものを内容ごとにカテゴリ化したものです。

図6から、学校現場の求める児童支援専任教諭像は「多様性や向上心・人間力」などの信頼される人柄やパーソナリティにかかわる側面と、「同僚性とサポート力」「組織づくりやチーム支援のリーダー」などの学校組織の中核となるリーダーシッ



プにかかわる側面、「傾聴力・共感・受容力」「児童理解やカウンセリングマインド」など安心して相談できるなどカウンセリングの資質にかかわる側面をもつ人材と理解できません。校長会のアンケートで示された専任教諭に求められる3つの資質、つまり、①信頼さ

れるパーソナリティ、②組織の中核となるリーダーシップ、③安心して相談できるカウンセリングマインドは、モデル事業の実施当初から専任教諭に求められた資質・能力でした。そういった人材をどう育成するか、制度発足当初から研修の内容や在り方が大きな課題とされていました。

(2) 支援体制の核となり、コーディネーターの役割を期待される専任教諭

児童支援専任教諭の学校組織上の位置づけについては、図7のように児童支援体制強化事業実施要項の中に明記されています。児童の抱える様々な課題に対して、学級担任や養護教諭、心理や福祉の専門家であるSCやSSWと連携し、必要に応じて支援検討会（ケース会議）を開催して、学校組織の中核として支援チームを組織し、課題解決に向けた体制作りを推進します。

専任教諭が学校内外の人的資源を組織し、問題解決のためのチーム支援の中核として機能す

るためには、日ごろから研修の在り方や内容・方法について整理しておくことが大切です。

平成22年に新たに70校に専任教諭を配置したとき、中学校の生徒指導専任教諭協議会の研修と合同開催を試行しました。中学校の専任研修は研修の方法や内容について長年の蓄積もあり、研修内容として小中で共通するものもあります。傾聴訓練や危機管理演習、事件事故の対応訓練などの演習や特別支援教育や児童虐待、子どもの貧困問題、日本語指導が必要な子どもへの支援など高度の専門性をもつ講師からのレクチャーも研修内容に網羅していました。

校長会からのアンケートでは図8のように事件事故対応や関係機関との連携のノウハウや各学年・管理職、SC・SSWとの連携など、コーディネーターとしての資質の向上を求める要望も多くあります。事業実施から10年を経て、専任教諭として様々な事例を経験した専任教諭もいれば、毎年3分の1の学校で新任の専任教諭が業務にあたります。専任協議会等で情報交換を効果的に行い、専任教諭が

図7 児童支援専任教諭の学校組織上の位置づけ
(児童支援体制強化事業リーフレットより)

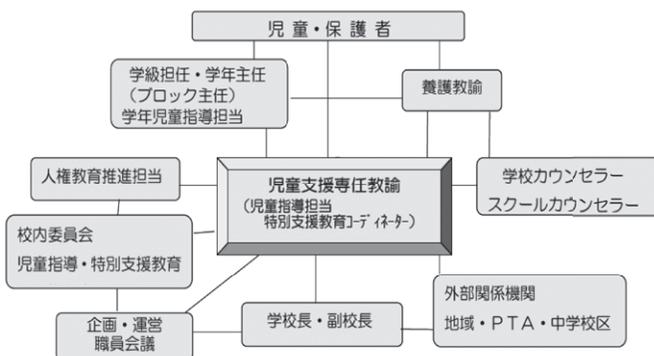
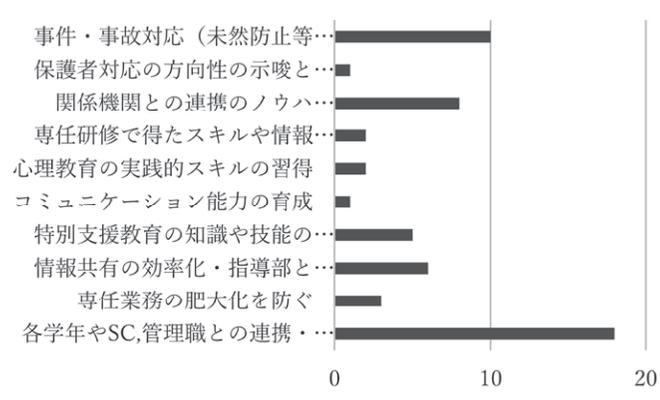


図8 専任教諭育成の課題

校長会児童指導部アンケートより (2022. 1. 19)



コーディネーターとしての役割を發揮できるように研修を重ねることが学校にチーム力強化につながります。

(3) 小学校長会児童指導部会の取組

小学校の専任教諭配置については、小学校長会はもとより、児童指導担当者、中学校の生徒指導担当者の長年の念願でした。1980年代から中学校の荒れを経験した時、学校・家庭・地域連携事業など、小中連携して地域の子どもの健全育成を目指そうとする試みは見られましたが、その業務を継続して取り組む人材が育ちにくいところがありました。学警連の担当者も（小学校）では毎年、学校によっては毎学期に交代し、「顔」の見える関係が築きにくいところがありました。

この状況が大きく変わったのはモデル事業の実施でした。小中の連携が進み、地域の子どもの健全な成長を願い、これからの地域を担う豊かな人材を育てようという機運が生まれてきました。特に、小中接続時のトラブルを避けるため、入学時のクラス編成の共同作業や授業交換、小中の相互訪問などの取り組みを積極的に行いました。その窓口となったのは専任教諭でした。これまで課題校とされたモデル校学区の中学校には、小中連携が指導体制や地域・機関連携・生徒活動・環境整備などへポジティブな影響を与えて、教育機能正常化の要因となった事例（回帰係数行列表による分析から）もあります。(18)

当時の小学校長は、「中学校の荒れは小学校の責任でもある。小中がしっかり連携して地域の子どもの成長を一緒に見守りたい。」と思いを語っていました。

小学校長会では、新しく専任となる先生のために「専任教諭のためのハンドブック」を平成25年からすでに3冊作成しています。また、専任の人材育成のため、毎月を実施される区専任協議会では業務の情報交換を通じた専任教諭のスキルアップや事例研究等を積極的に推進しています。管理職が専任教諭の業務経験をキャリアアップのための人材育成の場として認識していることは、横浜市優秀教員表彰やその後に管理職となる人材が多数輩出されていることからもうかがえます。小学校長会児童指導部会の取組から専任制度を維持し、さらなる充実を目指そうとする気概を感じる場面が多々あり、それだけに専任教諭のモチベーションは高く、学校のチーム力は大きく向上しています。

おわりに

文科省の児童生徒指導上の諸問題調査から、暴力行為やいじめ問題、不登校などは依然として憂慮すべき状況にあります。特に、小学校の課題は年々厳しさを増しているように感じています。小学校の暴力行為の調査開始は平成9年度からになりますが、平成29年度には小中の暴力行為の発生件数が逆転しています。かつて「小学校には暴力行為はない」と調査外としていた時代からは想像できないほど、子どもたちの抱える重たい現実があります。

地球規模の情報技術革新に起因するグローバルゼーションにより、社会・経済情勢は大きく変化し、子どもの貧困や社会的孤立、児童虐待、養育放棄などの大きな影響を与えています。子どもの問題行動の背景には、こうした複雑で困難な課題があることを改めて確認する必要があります。SCやSSWと児童支援専任教諭との連携やチーム支援体制の構築

が一人ひとりの児童・保護者に寄り添う児童支援に必要な不可欠な要素であることは明らかです。小学校長会は専任制度に関する研修や調査を推進し、さらなる充実のための課題を明らかにしています。一人ひとりの児童の豊かな成長に寄り添う児童支援体制を構築するためには専任教諭の人材育成が最重要課題であることを改めて提言したいと思います。

[引用・参考文献]

- (1) 小学校の生徒指導担当教諭について，教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）では第71条「中学校には生徒指導主事を置くものとする」と規定されているが小学校にはこの規定は適用されない。
- (2) 「学級運営等の在り方についての調査研究」報告書（国立教育政策所生徒指導センター 平成17年3月）
- (3) 横浜市 平成19年第1回定例会 平成19年2月21日－4号
- (4) 児童指導体制強化研究モデル事業実施要項 平成19年3月15日制定
- (5) 「専任制度設立の経緯」（平成2年7月 専任教諭 内山淳）
- (6) 「子どもの豊かな成長を育む実践事例集」（横浜市教育委員会 平成20年3月）
- (7) 児童支援体制強化事業実施要項 平成22年2月10日制定
- (8) 神奈川新聞「小学校に専任教諭 横浜市教委10年度は70校」（平成22年2月15日）
- (9) 「国立教員養成大学・学部，大学院，附属学校の改革に関する有識者会議（第1回）H28.9.13
- (10) 「学校教育法施行規則第70条」
- (11) 「学校教育法施行規則第47条」
- (12) 「生徒指導に関する教員研修の在り方研究会」（平成26年6月）
- (13) 「新たなセーフティネットの取組 教育現場から」（齋藤宗明，横浜市調査季報167号 2010年10月）
- (14) 「不登校に関する調査研究報告書」（平成4年3月）
- (15) 「中1不登校生徒調査（中間報告）[平成14年12月実施分]」（国立教育政策研究所生徒指導研究センター平成15年8月）
- (16) 「不登校児童生徒の支援に関する最終報告」（不登校に関する調査研究協力者会議 平成28年7月）
- (17) 「教職員指導体制の充実について」（文科省初等中等局財務課 平成28年9月13日）
- (18) 「学校経営の改善と生徒指導の充実」（齋藤宗明 武蔵野大人間科学研究所年報第9号 2020年3月1日）